

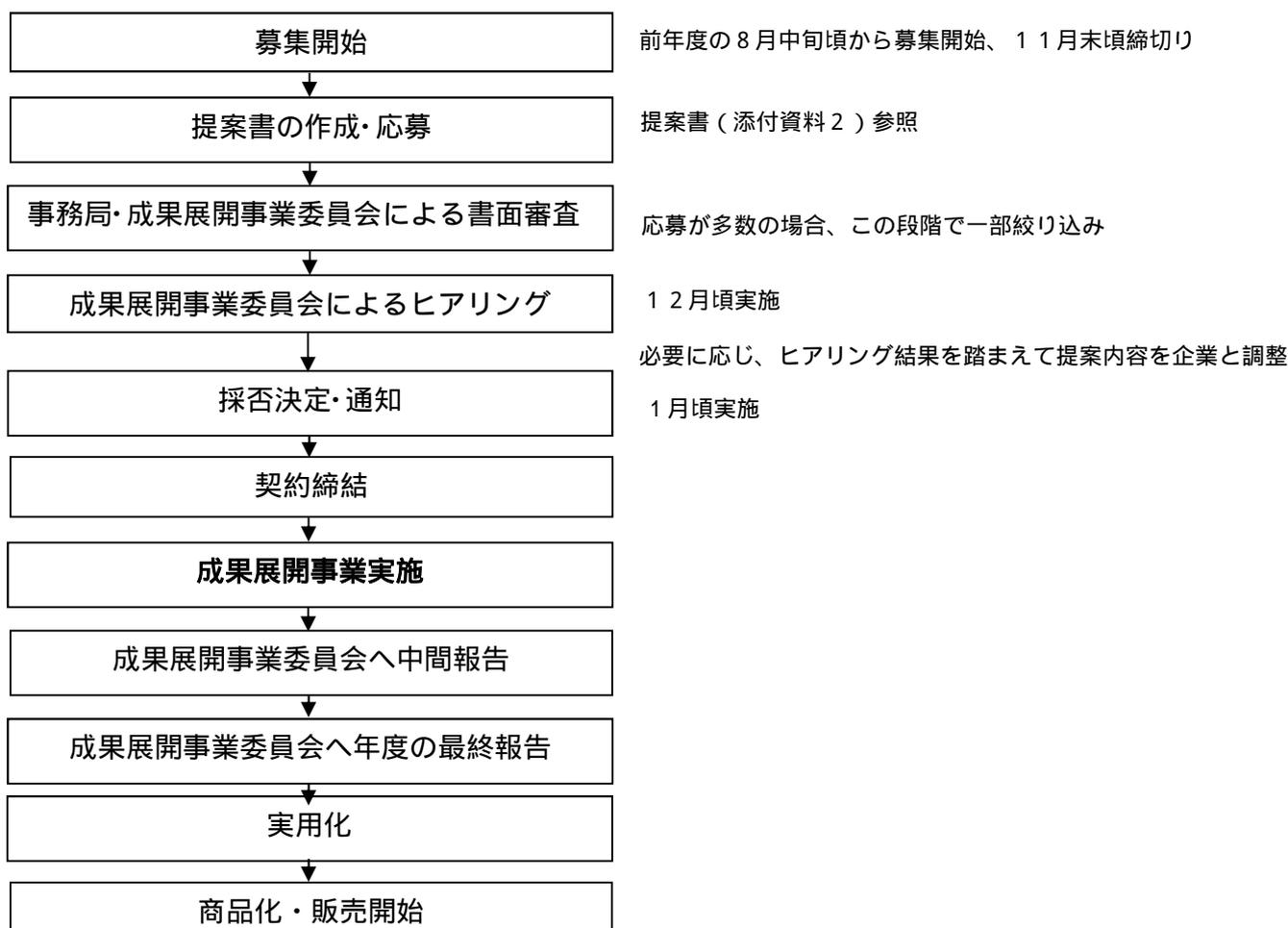
(添付資料1)

令和2年度
「成果展開事業」新規研究開発テーマに関する
募集要項

令和元年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 募集開始から開発終了までの流れ (1年度目)



2. 新規共同研究開発テーマ募集の概要

原子力機構の保有する特許(出願中のものを含む。)や研究開発報告書又はこれに準じた形式で公表されている原子力機構が処分等の権利を有する研究開発成果(以下「原子力機構が保有する知的財産」という。)を活用し、新製品・サービス(以下「製品」という。)の実用化に向けた共同研究開発のテーマを募集します。概要は、以下のとおりです。

応募資格

国内企業で原則として中小企業の方といたします(2部上場企業までは可)。経営の安定した企業で資力及び信用を有し、かつ、実用化開発をするための技術開発能力と意欲があることが必要です。なお、応募テーマが採択された後に暴力団等に該当しない旨の誓約書の提出を求めます。

応募方法

応募に当たっては、提案企業に開発責任者を選任していただきます。開発責任者は、実用化共同研究開発の実施期間を通じ、提案企業を代表して開発に責任を持つこととなります。なお、大学等の第三者研究機関が役割分担し、共に研究開発に参加する実施形式の提案も可能です。

研究開発テーマ

原子力機構が保有する知的財産を利用したものであれば、特に制限はありません。

原子力機構の特許、研究成果技術情報及び製品開発の成果事例を原子力機構ホームページ Top 産学連携タブ 成果利用から御覧いただけます。

< <https://tenkai.jaea.go.jp/achievement/case/> >

研究開発テーマ選定

選定は、外部の有識者からなる成果展開事業委員会を開催し、その審議及び有識者の意見聴取等により行います。震災対応についての提案は採択に当たり考慮します。

実施期間

原則として1年間(令和2年度は令和3年2月末まで)といたします。なお、成果展開事業委員会が認めた場合は、4年を限度として次年度への延長が可能です。

原子力機構からの支払

原子力機構の1件当たりの支出額は、毎年度、原則として500万円以下で、かつ、総研究開発費の50%以下といたします。ただし、2年度目以降で、成果展開事業委員会が必要性を認めた場合は、毎年度1000万円以下で、かつ、総研究開発費の50%以下といたします。

採択予定件数

別途採択する令和元年度の研究開発実施テーマの延長分を含め、令和2年度は5件程度を採択する予定です。ただし、本事業の予算状況等に応じ採択件数は変動することもあります。

募集期間

令和元年8月20日(火)～令和元年11月29日(金)(必着)

事業終了時の開発レベル

終了時点で実用化の目途が付き、試作品を製作可能な水準にまで達することを目標とします。

3. 提案書作成及び応募の要領

添付資料2の提案書書式に従って提案書を作成し、必要書類を送付してください。

提案書は、A4用紙で作成願います。

提出部数は1部です。

企業の概要が分かるパンフレット等を添付願います。

過去3期分の決算報告書を添付願います。

応募書類は、返却いたしませんので御了承ください。なお、提出していただいた書類は本事業以外には使用いたしません。

書類送付先

〒319-1195

茨城県那珂郡東海村大字白方2-4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究連携成果展開部 知的財産管理・利用促進課

4. 実用化共同研究開発の契約内容

原子力機構は、実用化共同研究開発を実施するに当たり、実施企業及び必要に応じ研究開発を分担する大学等の第三者研究機関と以下の事項を定めた実用化共同研究開発契約を締結いたします。

開発実施計画(目的、開発項目、実施場所、実施期間及び実施体制を含む。)

開発費の支出限度額

知的財産の取扱い

開発費の支払方法
 実施状況の報告
 開発費の収支に係る帳票の整備及び報告
 開発費で取得した物品等の取扱い
 成果報告書の作成
 その他必要な事項

また、本開発の成果を商品として製造・販売するために利用した、原子力機構が保有する知的財産に関する実施許諾契約を別に締結いたします。

5. 実用化共同研究開発の実施概要

原子力機構が支出する実用化共同研究開発費は、設備の運転維持費、不足する設備・機器の購入費、材料費、消耗品費、加工費等の実用化共同研究開発の実施に必要なと認められるものが対象となります。

上記の実用化研究開発費のうち、原子力機構から企業への支払は、原則として実用化共同研究開発終了後に金額を確定して行います。また、金額の確定は、全ての実用化研究開発費の支出について、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を確認の上行います。

実施に当たっては、必要に応じて、利用する原子力機構の知的財産に関する技術アドバイスや情報を提供いたします。また、原子力機構の施設・設備の利用を希望する場合は、別途検討の上、原子力機構の規程に基づいて便宜を図ります。

参考 費目一覧表

費目	摘要
1. 機械装置費	取得価格が10万円以上で耐用年数が1年以上の機械装置等（車両運搬具を含む。）の購入、製造、改造及び据付けに要する費用
2. 消耗品費	機械装置費に該当しない物品（試験用消耗品、原材料等）に要する費用
3. 外注費	共同研究を遂行するために必要な試験や設計及びコンピュータソフトの開発等の一部を下請業者を使って実施する場合の費用等
4. 報告書作成費	報告書の作成に必要な複写、印刷及び製本に要する費用
5. その他特別費	共同研究を遂行するために必要な旅費、人件費、謝金、委員会費及び借料等

6. 実用化共同研究開発成果の取扱い

実用化共同研究開発の成果については、成果展開事業委員会で評価を行います。

本研究開発の成果が商品として製造・販売され、売上げが生じた場合は、販売価格に原子力機構の保有する知的財産の技術的寄与を考慮した実施料率を乗じた金額を、実施料として原子力機構にお支払いいただきます。

本事業により共同で創作した新たな知的財産については、原子力機構と実施した企業との共有といたします。大学等の第三者研究機関も共有するケースについては、別途ご相談ください。

事業終了後、利用する原子力機構が保有する知的財産について、別途実施許諾契約を締結します。